

四街道市木造住宅耐震改修工事費補助金のご案内 令和7年度

四街道市では、四街道市の耐震改修促進計画に基づき、木造住宅の耐震改修の促進を図るため予算の範囲内において市内の木造住宅を所有する者の行う耐震改修工事に要する費用の一部を補助しています。

① 受付期間・場所

【受付期間】令和7年4月7日（月）から 令和7年5月7日（水）まで。
申請者多数により予算を超えた場合は抽選となります（先着順ではありません）

受付期間が過ぎて予算枠が残っていた場合は、令和7年12月26日（金）まで、先着順での受付となります。

【受付場所、時間】本庁舎本館1号棟2階 建築課窓口にて、庁舎開庁時間内に受付します。

② 補助対象となる住宅・工事・期間など

※受付期間終了後に交付決定を行うため、6月上旬以降に契約となる工事が対象です

【補助対象となる住宅】

- ・木造の在来工法により建築された 市内の一戸建て住宅 又は 併用住宅
- ・2階建以下で、建築確認済証が平成12年5月31日以前に交付されていること。
- ・耐震診断で「倒壊する可能性がある」又は「倒壊する可能性が高い」と診断され、かつ、耐震改修工事後の診断で「倒壊しない」又は「一応倒壊しない」となることが期待できるもの。
- ・以前にこの告示による補助金を受けていないこと。
- ・建築基準法の集団関係規定等に違反していないこと。

※設計施工者との契約締結は、**市の補助金交付決定後**
に行われることが要件です！

【期間】令和8年2月末日までに、工事完了報告書が提出できる工事となります。

③ 補助の対象者・対象となる耐震改修工事

【補助対象者】 ②の建物の所有者（市税等を滞納していないこと）

【補助対象工事】

- ・建築士事務所に勤務する建築士（知事の行う又はこれと同等の木造住宅耐震診断講習会修了者）が設計・監理を行うこと
- ・「倒壊しない」又は「一応倒壊しない」に耐震性能を向上させる設計・施工工事・監理の工事であること。

④ 補助率 及び 補助金の上限額

【補助率】耐震改修設計・工事・監理費合計（税抜き）の5分の4（千円未満端数は切り捨て）

【上限額】100万円

⑤ 申請時に必要な書類

- ・木造住宅耐震改修工事費補助金交付申請書（様式第1号）
- ・案内図
- ・固定資産税・都市計画税納税通知書写し 又は 登記事項証明書（建物）
- ・納税確認書
- ・耐震診断結果報告書（建築士事務所勤務の建築士が作成したもの）
- ・見積書の写し
- ・耐震改修工事の設計図書 等
- ・設計・監理者の木造住宅耐震診断講習会修了証の写し
- ・委任状（代理者によって手続きを行う場合）

※その他必要があれば追加書類をお願いする場合があります。
※明らかに書類の不備がある場合は受付できません。

【耐震改修工事補助対象範囲について】

（１）地盤・基礎工事

- ①既存コンクリート布基礎等に鉄筋コンクリート布基礎を割打ちした工事
- ②基礎のひび割れを補修する改修工事
- ③玉石基礎等を一体化するための改修工事(例：根がらみの設置やコンクリート打設等)

（２）壁の耐震改修工事

- ①壁の耐震改修工事及び壁耐震改修工事に伴う外装・内装工事
 - ア 耐力壁工事に伴う外壁の撤去及び復旧工事範囲は、耐震改修する壁から1mを加えた長さを限度とする。
 - イ 耐力壁工事に伴う内壁の撤去及び復旧工事範囲は、耐震改修する壁から1mを加えた長さを限度とする。
 - ウ 耐力壁工事に伴う天井及び床の内装工事の範囲は、耐震改修する壁から1mを加えた長さを限度とする。
- ②建具工事
 - 耐力壁の増設・改修に伴い、取り替えを必要とする工事
- ③設備工事
 - ア 耐力壁工事の増設・改修に伴う配管・配線切り回し工事
 - イ 既存の備品（キッチンセット（吊り戸棚共）、洗面化粧台、便器、浴槽、空調機等）の取り外し、再取り付けに伴う工事

（３）屋根葺き替え工事

- ①屋根の軽量化を目的とした工事
- ②屋根葺き替えに伴う軒樋(縦樋は除く)の取り替え

（４）その他工事

- ①床面の補強は、火打梁及び構造用合板等で剛性を高める工事
- ②小屋裏の補強は、火打梁及び構造用合板等で剛性を高める工事
- ③ボルトの緩み調整、接合部の交換や追加補強等により剛性を高める工事

※増築工事は、耐震改修工事に該当しません。

※住宅リフォーム補助金と併用も可能です。

補助の対象となる工事かどうかについては事前に
建築課までお問合せ下さい。

【問合せ先】

四街道市役所 都市部建築課
審査指導係

TEL 043-421-6144